

ハンドブックに関する意見取りまとめ

委員・団体等		該当ページ	意見内容	市対応案
戸松委員	船橋地区保護司会	3	「法務少年支援センター」の相談窓口について有難うございます。 地域においての相談窓口「りすたぼ」掲載頂きありがとうございます。	記載内容については少年鑑別所、保護観察所とそれぞれ調整します。
戸松委員	船橋地区保護司会	4	内容の確認致しました、大丈夫かと思います。	更生保護サポートセンターの記載内容についてご確認ありがとうございます。
清水委員	基幹相談支援センター「ふらっと船橋」	5	千葉県の「再犯防止アドバイザー事業」の連絡先は載せるべきかと思います。 さーくるも当方も千葉県知事より委嘱を受けて船橋帰住で動いております。 また、この記載の感じであると船橋市の取り組みではありませんよね。当事者は船橋市は紹介する記載のみという理解をしますし、当方もその様に説明します。 そこはキチンと分けて記載すべきかと思いますし、県への確認は市でお願いします。 更に市としても所管される福祉政策課若しくは地域福祉課の記載も必要だとおもいますが。 当方がもしご本人に聞かれるような場面があったら迷わずお伝えします。	記載内容について、県事業であることの明記について千葉県と調整いたします。
清水委員	基幹相談支援センター「ふらっと船橋」	11	総合相談の記載について、株式会社朝日ケアコンサルタントと記載がりますが、現在は他の事業所の表記のように「テレサ会」で統一していく話を障害福祉課と進めております。一度ご確認下さい。 また、相談内容の部分においては内覧の「同行」は必要時の手段であり、常時のものではありませんので記載は不要かと。居住支援をされている事業者の項目に文言を足したほうが分かりやすいと思います。相談例は何をご覧になり記載されてのは分かりませんが、中途半端的な印象しかありません。	ご確認ありがとうございます。 市担当部署のホームページ記載内容との整合も含め、担当部署と調整いたします。
清水委員	基幹相談支援センター「ふらっと船橋」	23	事例の最後の部分で「長期的な課題」はこれだけですか？ また、この長期的な課題という表現に違和感があります。誰が誰のために記載しているのでしょうか？ 存じ上げませんが、国や県の資料にこの表記の記載がありましたか？ 更にこの部分へのお気づきの記載は他に無いのでしょうか？ あえて記載されていないのかは分かりませんが。	事例については昨年度委員の皆様にご提供いただいた事例を参考に事務局にて一部加工の上、作成いたしました。が、ご指摘の箇所については、過不足等もあるかと思いますので、「長期的な課題」としての記載の要否も含め再検討いたします。
清水委員	基幹相談支援センター「ふらっと船橋」	27	その他の部分で「障害」の欄に虐待防止センターは一歩の掲載がありますが、障害者差別についてもお話をお聞きしています。また、障害者差別に関しては千葉県条例の広域専門指導員として船橋分室がフェイスビル7階にあります。	障害者差別についてのご指摘ありがとうございます。 追記内容について市担当部署と調整いたします。

飯ヶ谷委員	千葉県精神保健福祉士協会	13.14	【トラウマへの言及】 犯罪や非行の背景には、虐待や育児放棄（ネグレクト）といったトラウマ体験が深く関わっているケースが少なくありません。専門的なケアが必要な場合も多いため、「過去のつらい体験が、今の生きづらさにつながっているのかもしれない」といった視点を加え、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の相談が可能な窓口にも触れることを提案します。	「こころの健康」のテーマの中での掲出、或いは総論的な前半部分においてご指摘の視点について記載を検討いたします。
飯ヶ谷委員	千葉県精神保健福祉士協会	13.14	【発達障害との関連性の明示】 発達障害の特性（衝動性、対人関係の困難さ等）が、本人の意図とは関わりなく社会生活での摩擦を生み、結果として非行や犯罪につながる「二次障害」のケースが散見されます。この関連性に触れることで、当事者や支援者は「本人の性格の問題」ではなく「特性への対処」という視点を持つことができ、適切な支援へとつながりやすくなります。また、発達障害の支援や相談の窓口にも触れることを提案します。	ご指摘の視点について、総論的な前半部分、或いは後半の支援者向けの箇所メッセージとして記載を検討いたします。
山崎委員	船橋公共職業安定所	P2～全頁	ハンドブックの素案を拝見しました。P2冒頭から全頁にかけて、このハンドブックに込めた想いが伝わりました。悩んだとき、ひとりで抱え込まず、どこに相談したらいいか、わかりやすく明記されています。更生保護マスコットキャラクターの「ホゴちゃん」「サラちゃん」の会話形式も親しみやすかったです。ご尽力に感謝申し上げます。有難うございます。	ご確認ありがとうございます。 些細なことでも何か困ったとき、わからないことがあるとき、どこかしらに相談してみようという気持ちになっていただけるような記載内容について引き続き精査いたします。
白田委員	保健と福祉の総合相談窓口さーくる	4	フローチャートはとても分かりやすくて良いと思いました。	ご確認ありがとうございます。
白田委員	保健と福祉の総合相談窓口さーくる	全体	刑余者である知的障害（もしくは疑い）の方、高齢者が見ると考えると、文字（情報量）が多すぎて理解が難しいかもしれません。もう少し文字（情報）が少ない方が良いと思いました。	情報の量と質のバランス感について、レイアウトやフォントの形式・サイズ等も工夫しつつ読みやすい内容になるように検討いたします。
白田委員	保健と福祉の総合相談窓口さーくる	全体	闇バイトのこと、ヘルパマークのこと、うつ病自己チェック等の周辺情報をこのハンドブックに入れるかどうかは検討しても良いと思いました。	ご指摘の趣旨も確認の上、検討させていただければと思います。
白田委員	保健と福祉の総合相談窓口さーくる	全体	P4のフローに沿って端的に、住まいの事⇒一覧（さーくる、住まいる、居住支援法人）のようにして、相談者がどこに相談すれば良いのかを明確に示しても良いと思いました。 ※支援者としては、どこかにひっかかれば良いという風に考えても良いと思いました	まずは対象者がどこかの支援の入口につながるようにという視点で、事由に応じたそれぞれの受け皿への簡易的な結び付け、明示の方法について検討いたします。
白田委員	保健と福祉の総合相談窓口さーくる	全体	一覧の支援機関の説明の中に（支援の例）が書いてあるのはとても分かりやすいです。	ご確認ありがとうございます。
白田委員	保健と福祉の総合相談窓口さーくる	全体	能力の低い人が見ると想定した時に、ふりがなを振るかどうかは検討しても良いと思いました。	ルビ振りはできる限り行う方向で進めさせていただきます。

千葉地方検 察庁	千葉地方検察庁	総論	・ 知りたい情報が簡潔に掲載されているのがハンドブックだと思われるので、ハンドブックとしては頁数が多いのではないか。ハンドブックとするならば、例えば悩み事を区分するなどして連絡先等の最小限の情報を明記するのみで良いのではないか。 ・ 他方、事例を記載するなどしてある程度ボリューム感をもってお知らせするのであれば、ガイドブックとした方がいいのではないか。	情報の量と質のバランス感について、レイアウトやフォントの形式・サイズ等も工夫しつつ読みやすい内容になるように検討いたします。 また、本冊子の名称については委員の皆様のご意見も含めて検討の余地があると認識しております。
千葉地方検 察庁	千葉地方検察庁	総論	・ ハンドブックの配布対象者はどのようにイメージされているのか。犯罪歴のあるとりわけ生きづらさを感じている船橋市民やご家族等を対象にしていると考えるが、P 5 に記載あるように冒頭から「刑務所に収容されている受刑者に対して周知するような作り」となっているのは再検討した方がよいのではないか。また、受刑者に対しても配布する計画ならば、受刑者は全国の刑務所に移送されているので、出所後、船橋市に帰るであろう受刑者をカバーするには、全国の刑務所に配布が必要となる。	配付対象としては全国の矯正施設のほか、保護観察所、検察庁、また、支援者などへの配布を予定しております。 矯正施設における出口支援対象者（出口支援におけるアセスメントにおいて支援の必要性が低いと思料された対象者も含みます。）に対する情報提供としての活用も想定はしており、それらの者が受刑後の社会生活において困りごとが生じた際に、きっかけにさせていただくということも想定しています。 ご指摘のとおり船橋市に帰住した後の対象者に対する周知も重要と考えますので、そちらにも配慮した記載を意識いたします。
千葉地方検 察庁	千葉地方検察庁	総論	・ 表題が「非行少年・再犯防止支援はハンドブック」となっているが、非行少年に特化した再犯防止支援と受け取られる可能性も否定できない。非行少年と記載している意図は何か。	原案においては再犯防止推進法における「犯罪をした者等」の定義において「犯罪をした者」および「非行少年」とされていること、「非行少年」においては必ずしも「犯罪少年」「触法少年」に加え「虞犯少年」も対象とされていることを踏まえて「再犯」（犯罪）というところに集約せず、敢えて「非行少年」について分けて記載しております。 一方で、本冊子の名称については委員の皆様のご意見も含めて検討の余地があると認識しております。
千葉地方検 察庁	千葉地方検察庁	総論	・ ハンドブックの配布対象者は誰なのか、また、いわゆる駆け込み寺としての利用を期待するのか、それとも市民の知識向上を期待してのものなのか、はっきりしない作りとなっているように思われる。受刑中の者に対しては刑務所や保護観察所による出口支援が行われ、収容中、十分な説明等により出所後の生活の調整等が行われているであろうところ、おおよそ、このハンドブックが活躍する場は「犯罪歴はあるものの社会に戻り頑張って生きようとする市民への助になるように」との思いで作られるものであると思料する。であれば、居住・就労・障害・薬物・高齢者・虐待・子供の非行などのそれぞれのお困り事を、事例を交え明確化して区分し、当該者において自身の現状と比較できるようにして「困ったらここに連絡して」と、市内公共施設や支援が受けられる施設の連絡先など、一目瞭然で分かりやすい作りにした方がよいのではないかと思料する。	配付対象としては全国の矯正施設のほか、保護観察所、検察庁、また、支援者などへの配布を予定しております。 矯正施設における出口支援対象者（出口支援におけるアセスメントにおいて支援の必要性が低いと思料された対象者も含みます。）に対する情報提供としての活用も想定はしており、それらの者が受刑後の社会生活において困りごとが生じた際に、きっかけにさせていただくということも想定しています。

千葉地方検 察庁	千葉地方検察庁	5.6	・ 受刑中の者に対しては刑務所が手厚く出口支援を実施しており、出所後の支援について十分な説明と受入先となる支援機関との調整等が適切に行われているであろうところ、P 5． 6 は誰に対してどのタイミングで見てもらうことを想定しているのか。 このハンドブックは受刑中の者よりも、むしろ、刑務所から出所後、船橋市に戻り社会で頑張っているがそれでも生きづらさがある、という方を対象にした作りにした方が良いのではないか。仮に「受刑中の者にも船橋市に帰る際には」という趣旨で配布するのであれば、受刑者は全国に移送されると思うので、全国の刑務所に配布しなければ、該当者にたどり着かないと思われる。	事前の説明が不足しており申し訳ありませんが、ご指摘の「全国の矯正施設への配布」については、予定しているところです。 対象者の考え方については、上記と同様とはなりますが、社会生活に戻る前後の幅広い対象と考えております。
千葉地方検 察庁	千葉地方検察庁	7.8.11	・ 前頁が受刑中の者宛と思われるのに対し、P 7． 8． 1 1 は誰を対象とした周知なのか。仮に、犯罪に関係のない一般市民がハンドブックを目にした場合でも対応可能とするのか（再犯防止の意味合いと、一般市民のお困り事の区分けはどのように考えているのか）。	市再犯防止推進計画第1章「計画の概要」における「3 計画の位置づけ」において「再犯の防止等を目的としている取組のほか、犯罪をした者等か否かに関わらず、従前から市民に提供している各種サービスや事業等で、再犯の防止等に資する取組や、副次的な効果として再犯の防止等につながる可能性がある取組」により支援を行うことについて言及しております。この考え方は再犯防止推進法における地方公共団体の役割にも通ずる部分があるとは認識しております。 従前サービスにおいては「犯罪をした者等」以外の方に対しても幅広く提供され、必要な支援を通じて幅広く市民の生活環境を支えるものであることから、敢えて差別化ということは考えておりません。
千葉地方検 察庁	千葉地方検察庁	23～25	・ 支援事例の頁について、関係機関が情報共有等をするには適していても、船橋市民がご覧になり理解を得てもらう必要がある事項なのか。「このハンドブックをご覧になる対象は誰か」という大前提に戻ってしまうが、主として生きづらさを感じている船橋市民だとすれば、どのように関係機関が連携しているかよりは、むしろ、明日の我が身のことが大優先であると思われるので、当該頁を掲載する必要性については再検討すべきではないか。	事前の説明が不足しており申し訳ありませんが、原案については、昨年度までの会議での議論も踏まえ、大枠として前半部分が当事者向け、後半部分は支援者向けということ意識して作成しております。 支援者への支援事例の周知などを通じて、再犯防止分野における様々な関わりを知っていただくことは再犯防止推進法における地方公共団体の役割としても重要な観点であると考えてはおりますが、支援事例の記載内容等については工夫の余地があると認識しておりますので、検討いたします。
佐藤委員	千葉刑務所	1	表紙の薄緑部分が出所（院）者向け、黄色部分が支援者向け、青が全体向けと分かるように明示してあるとより良いかと思いました。	ご意見ありがとうございます。 色やフォント等を工夫し、視覚的にわかりやすくなるよう工夫いたします。
佐藤委員	千葉刑務所	26	「その他の相談窓口」ではなく、「相談窓口」にして、これまでのページに出てきた窓口も全て記載し、既出のものには該当ページ数を付すようにすればより良いかと思いました。	相談窓口の再掲について行う方向で進めさせていただきます。
佐藤委員	千葉刑務所	全体	中身で使用している表の色等を、表紙の色分けに合わせると、ぱらぱらとめくったときに、感覚的に誰向けのページ化が一瞬で分かるのではないかと思います。	ご意見ありがとうございます。 色やフォント等を工夫し、視覚的にわかりやすくなるよう工夫いたします。

佐藤委員	千葉刑務所	全体	内容は包括的で情報量も多いため、文字の大きさやレイアウトを工夫すると、より読みやすくなるのではないかと感じました。	ご意見ありがとうございます。 色やフォント等を工夫し、視覚的にわかりやすくなるよう工夫いたします。
海野福祉専門官	千葉刑務所	全体	出所後の携帯電話の入手方法に関する不安を多く聞きます。過去の滞納等によって、一般の携帯会社では契約が難しい人でも、契約が可能な会社（厚生労働省が事業者リストを提供していますが、そのうち船橋市内又は近隣の事業者）の案内があればよいかと思います。	情報提供ありがとうございます。 携帯電話（通信手段）については現代において非常に重要なツールであると考えます。一方でご紹介のリストについて、厚生労働省の事務連絡において留意事項として「リストをホームページ等で広く公に公表することはご遠慮ください。」とされていることもあるでの、可能な範囲でお知らせできるよう検討したいと思います。
海野福祉専門官	千葉刑務所	8	生活保護の申請に関して、受刑者の中には、生活保護の申請窓口でうまくつながることができなかった経験（「説明が難しくて諦めた。」「窓口の人が怖くて帰った。」「断られた。」など）を持つ人がいます。そのような経験を持つ人は、一人で申請に行くことを躊躇します。そのため、生活保護の同行支援など、申請時の支援について紹介があれば良いと思います。	日弁連の法律援助事業等の掲載について、関係団体と調整させていただきます。
海野福祉専門官	千葉刑務所	全体	このハンドブックを手に取り、（漢字が読める前提で）内容を理解し、自身がどこに連絡すべきかを選択し、複数の相談があるときにはそれらの優先順位を決めた上で適切な窓口に連絡をし、自らの口で困りごとを説明できる人以外の人たちに対して、まずは「迷ったらとりあえずここに相談」のような、総合窓口（そこから個別に適切な窓口を案内する）を紹介いただけると、さらに良いかと思います。	ご指摘のワンストップ型の相談窓口としては「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」が船橋市にはあります。掲載の方法については担当部署含め調整いたします。
武田委員	市原青年矯正センター	23	保護観察所において、住み込み就労が可能な協力雇用主の紹介 ↓ 公共職業安定所において、住み込み就労が可能な協力雇用主の紹介 上記のように訂正するものと思料される。	ご指摘ありがとうございます。 職業紹介事業のことを念頭に置き、適切な表現に訂正いたします。
工藤委員	船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会	3.4	知的障害等がある方にでもわかりやすく相談先が見つけられるように字を大きく。漢字にふりがながあると良い。全ては難しいので、大事なところだけでも。	フォントサイズ等は見やすいように編集し、ルビ振りはできる限り行う方向で進めさせていただきます。
工藤委員	船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会	15	相談窓口等の情報が間違っている。下部、ダルクは医療機関ではない。	ご指摘ありがとうございます。該当箇所について標記を「薬物依存回復施設」とすべきところ、記載に誤りがございましたので、修正いたします。
工藤委員	船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会	16	自助グループの中に断酒会がない。家族会もギャンブルと障害だけなのが気になる。断酒会の家族会ものせてほしい。	断酒会についても掲載する方向で進めさせていただきます。
工藤委員	船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会	15	依存症専門医療機関が古い。 AL 袖ヶ浦さつき台HP × ふさのくにメンタル ○	ご指摘ありがとうございます。 最新の内容に訂正させていただきます。

松田委員	千葉少年鑑別所	3	犯罪・非行の相談窓口として、いずれも国の機関が紹介されていますが、子どもの非行の相談窓口としては、地域密着で都道府県・市町村が母体の組織の方が相談しやすい面もあると思われ、 ・千葉県警察京葉地区少年センター ・児童相談所（船橋市児童相談所が新規開設？） ・船橋市の青少年センター も一覧に上げた方がよいと思いました。	関係団体・部署と掲載について調整させていただきます。 なお、船橋児相については開設準備中のため、現段階では掲載しない方向で考えております。
松田委員	千葉少年鑑別所	3	千葉法務少年支援センターの紹介について、最寄り駅などの情報を追加しております。 （Wordファイルを直接修正しております。）	ご確認ありがとうございます。
松田委員	千葉少年鑑別所	22	・「リスク管理」という題名ですが、内容的には、「非行・子どもの問題行動について相談」という題名のような気がします。P 3 の法務少年支援センターの紹介のところに移してはどうでしょうか。 ・内容について、最も相談が多い、「金銭持ち出し」に内容を変更して、全体的に修文しております。 （Wordファイルを直接修正しております。）	ご確認ありがとうございます。 いただいた案を参考に調整させていただきます。
松田委員	千葉少年鑑別所	26	相談窓口については、これまで出てきた非行・犯罪なども含め、全てを一覧にするのはどうでしょうか。このページだけを見て相談窓口を探す人も多い気がします。	相談窓口の再掲について行う方向で進めさせていただきます。
松田委員	千葉少年鑑別所	27	「子育て・教育」の相談窓口には、「児童相談所」があった方がよいと思いま	掲載する方向で、管轄の児相と調整いたします。なお、船橋児相については開設準備中のため、現段階では掲載しない方向で考えております。
松田委員	千葉少年鑑別所	その他	少年院を出院した人について、少年院の「退院者等からの相談制度（少年院法 1 4 6 条）について、触れるのはどうでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 少年院様とも掲載について調整させていただければと思います。

高尾委員	千葉保護観察所	5	感謝の措置（＝謝罪や被害弁償など、被害者やその関係者の要望や心情に寄り添った対応をすること。）についてのガイダンスを入れておきたい。刑務所出所者等は、生活困窮者であることが多いという意味で、住居や仕事といった即物的な支援の案内に傾きがちで、それは間違いではないが、罪を償うという、より本質的な意味での立ち直りにについても、最低限の示唆は必要。 現在の案でいうと、5ページの「1 地域で暮らすことの不安について」の最後の方に、例えば、「被害者の方に謝罪や被害弁償をしなければならないが、どのようにしたらよいかわからない。」といったフラグを立てて、ホゴちゃん、サラちゃんに助言してもらう。保護観察所の指導下に置かれている人であれば担当の保護観察官、事件を担当してくれた弁護士又は捜査機関に相談してみましよう、といった内容が考えられる。それぞれ、弁護士会、県警等にも裏を取る必要がある。 なお、被害者に関する事項はデリケートな問題であることが多いため、関係各所に対する調整が難航するようであれば、拙速に初版掲載を目指さず、第二版以降に向けてしっかり検討するの也不错。	ご指摘のとおり、被害者の存在を意識した視点も必要と考えますので、いただいたご意見を参考に、そうした視点を盛り込む方向で検討します。
小出委員	船橋市社会福祉協議会	4	フローの1番目の「地域で暮らすことへの不安は解消しましたか？」は色々な要素があると思います。「いいえ」でも「さーくる」と「ふらっと船橋」の紹介のみとなっています。例えば身近に相談できる人がいないとか、地域の輪に入ってみたいとか、孤独解消も重要な要素であると考えます。これを市社協としてサポートするには「地区社協の事業に参加」してもらうことが良いと考えます。そのため「地域で暮らすことへの不安は解消しましたか？」→「はい」の次に「地域で孤立・孤独感はないですか？」を入れて、「いいえ」なら「市社協が仲介役となり地区社協の事業」を案内するページを加えてはどうかと思います。また、他の事業所等で孤独の解消事業を行っているものがあればここに入れ込んでみることもよいのではないかと思います。 項目を増やすのが難しいようなら、支援団体との関わりはありますか？ いいえに孤独解消として加えていただければと思います。	いただいた意見を参考に、構成を調整いたします。
小出委員	船橋市社会福祉協議会	8	9行目「仕事も決まって働いているんだけど給料日までの生活費が足りない」について、当該制度は初回の給料日までとの縛りがあるため、次のように変更をお願いいたします。 「仕事も決まって働き始めたんだけど初回の給料日までの生活費が足りない」	ご指摘のとおり修正させていただきます。

小出委員	船橋市社会福祉協議会	8	1 1 行目「一時的に生活費に困っている人に向けては、「社会福祉協議会」で生活費（食費等）の貸付けを行っているよ。について、初回の給料日までの縛りがあること、生活費の一部として1 0 万円までの貸付と決まっていることから、次のように変更をお願いいたします。 「初回の給料日までの生活費に困っている人に向けては、「社会福祉協議会」で生活費の一部として1 0 万円までの貸付を行っているよ。」	ご指摘のとおり修正させていただきます。
小出委員	船橋市社会福祉協議会	16	船橋市ボランティアセンターの紹介部分について、孤独の解消が採用されるならこちらに移した方が良いと思います。	先のご意見と合わせて調整させていただきます。